

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 総合政策局の所掌事務の一部を自動車局の所掌事務とし、同局に置かれる課の所掌事務等を変更するとともに、同局の名称を物流・自動車局に変更すること。

(第二条、第四条、第十二条、第百三十一条、第百三十四条及び第百四十一条関係)

第二 物流・自動車局に物流政策課を置くこと。

(第百三十一条及び第百三十三条関係)

第三 公共交通・物流政策審議官の職務を変更し、その名称を公共交通政策審議官に変更すること。

(第二十条関係)

第四 総合政策局バリアフリー政策課の所掌事務の一部を同局交通政策課の所掌事務とすること。

(第四十条及び第四十三条関係)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この政令は、令和五年十月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 交通政策審議会令について所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二項関係)